

下田市役所

令和8年5月7日（ゴールデンウィーク明け）から

開庁時間が変わります

（試行スタート）

9時～16時

対象施設：市役所・落合浄水場

※電話受付は8時30分～17時15分



なぜ開庁時間短縮？

開庁時間の短縮により生み出された時間を質の高い行政サービスの提供につなげます。市職員の人材確保が難しいなか、より良い働き方の環境を生み出し、バランスのある公共経営を構築します。



時間外に手続できる？

コンビニ交付や電子申請をご利用いただけます。また、毎月末にはマイナンバーカードの受取・更新窓口を開設するほか、年度始めには窓口時間を延長するなど、手続の機会を設けています。

コンビニ交付が便利でお得（窓口より100円安い！）

取得可能証明書：住民票の写し・戸籍謄抄本・戸籍の附票・印鑑登録証明書・税証明

※戸籍は8:30から17:15まで、その他の証明は6:30から23:00まで取得できます

01

24



コンビニなどにある
マルチコピー機へ

02



行政サービス⇒
証明書交付を選択

03



マイナンバーカード
をセットして
4桁の暗証番号入力

04



必要な証明書を選び
料金を支払う

問合せ先 下田市役所 総務課情報推進係 電話0558-22-3921